

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 農業委員会の設置
土地改良区設立の認可申請
市町村農業委員会代表者会議規程中改正
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
昭和二十九年年度県立高等学校通信教育生徒募集要項
昭和二十八年年度県立学校卒業式の日程

告示

鳥取県告示第七十五号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第二項及び第五十条第一項の規定により昭和二十九年三月一日八頭郡若桜町に次のとおり農業委員会が新たに設置された。

昭和二十九年三月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
 農業委員会の名称
 八頭郡若桜町若桜農業委員会 前の若桜町の区域
 " 池田 " " 池田村 "

鳥取県告示第七十六号

土地改良法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十三号）附則第二項の規定により、別表のとおり、土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年三月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書数の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写

二 縦覧期間

昭和二十九年三月六日から同年三月二十五日まで
 三 縦覧の場所 別表のとおり
 四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

住所	氏名	土地改良区	土地改良区	縦覧の場所
倉吉市和田	村脇正之助	倉吉市和田土地改良区	倉吉市役所	
〃 杉野	谷口 二男	〃 高倉	〃	
東伯郡栄村大字亀谷	田中 徳明	栄村宮谷用水	東伯郡栄村役場	
〃 八橋町大字八橋	徳本 貴一	小路田井	〃 八橋町	
西伯郡大田村大字絹屋	前谷 繁次	大田村第一	西伯郡大田村	
日野郡日光村大字大河原	亀田 八郎	日光村下大河原	日野郡日光村	
東伯郡大誠村大字原	沢山長太郎	大誠村	東伯郡大誠村	

鳥取県告示第七十七号
 市町村農業委員会代表者会議規程（昭和二十六年九月鳥取県告示第四百三十八号）の一部を次のように改正する。
 昭和二十九年三月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
 別表を次のように改める。
 別表

名	称	区	域	代表者の数	調査審議事項
岩美郡農業委員会代表者会議	岩美郡一円	各委員会より一人			当該区域に係る農業委員会法第六条、第三項又は第二十三条第三項第一号及び第二号の事項
八頭郡	八頭郡	〃			当該区域に係る農業委員会法第六条、第三項又は第二十三条第三項第一号及び第二号の事項
気高郡	気高郡	〃			当該区域に係る農業委員会法第六条、第三項又は第二十三条第三項第一号及び第二号の事項
東伯郡	東伯郡	〃			当該区域に係る農業委員会法第六条、第三項又は第二十三条第三項第一号及び第二号の事項
西伯郡	西伯郡	〃			当該区域に係る農業委員会法第六条、第三項又は第二十三条第三項第一号及び第二号の事項
日野郡	日野郡	〃			当該区域に係る農業委員会法第六条、第三項又は第二十三条第三項第一号及び第二号の事項
岩美東部地区農業委員会代表者会議	福部村、蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村、田後村、網代村	〃			当該区域に係る農業委員会法第二十三条第三項第三号の事項
岩美西部	大成村、宇倍野村、津ノ井村、米里村	〃			当該区域に係る農業委員会法第二十三条第三項第三号の事項
鳥取市東部	鳥取市（前の鳥取市、面影村、倉田村）	〃			当該区域に係る農業委員会法第二十三条第三項第三号の事項
〃 西部	（前の大正村、美穂村、大和村、東郷村、神戸村、豊実村、松保村、明治村、大郷村、吉岡村、千代水村、湖山村、末恒村）	〃			当該区域に係る農業委員会法第二十三条第三項第三号の事項
八頭中央	郡家町、船岡町、中私都村、上私都村	〃			当該区域に係る農業委員会法第二十三条第三項第三号の事項
〃 東部	安部村、八東村、丹比村、若桜町	〃			当該区域に係る農業委員会法第二十三条第三項第三号の事項
〃 西部	国英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村、大村、用ヶ瀬町、佐治村、社村	〃			当該区域に係る農業委員会法第二十三条第三項第三号の事項

- 智頭町、山郷村
- 智頭
- 氣高
- 北浜
- 由良川
- 三朝
- 船山
- 倉吉第一
- 第二
- 汗東
- 汗西
- 箕蚊屋
- 西伯南部
- 米子
- 弓浜
- 智頭町、山郷村
- 宝木村、逢坂村、勝谷村、小鷺河村、鹿野町、
- 瑞穂村、浜村町、酒津村、青谷町、日置村
- 羽合町、東郷町、泊村
- 灘手村、下北条村、中北条村、栄村、由良町、
- 大誠村
- 三朝町
- 東伯町、赤碕町、下中山村、上中山村
- 倉吉市(前の倉吉町、上北条村、上井町、西
- 郷村、小鴨村、社村)
- (前の上小鴨村高城村、北谷村) 関金町
- 庄内村、名和村、御來屋町、光徳村、逢坂村
- 淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村
- 大幡村、果村、春日村、大高村、巖村、日吉
- 津村、大和村
- 天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長
- 田村、賀野村、手間村、幡郷村、成実村
- 米子市
- 彦名村、崎津村、渡村、外江町、境町、上道
- 村、余子村、中浜村、大篠津村、和田村、富
- 益村、夜見村

- 口日野
- 奥日野
- 二部村、溝口町、日光村、八郷村、根雨町、江府町
- 黒坂町、大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、
- 福栄村、石見村、日野上村

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年三月五日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日 時 三月八日午後一時

二場 所 県教育委員会々議室

三議 題 昭和二十八年年度末教職員人事異動方針に

ついて
その他

鳥取県教育委員会告示第十九号

昭和二十九年年度県立高等学校通信教育生徒募集要項を次のとおり定めた。

昭和二十九年三月五日

鳥取県教育委員会

募集要項

一 募集学校及び生徒数

県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二番地 約五〇人

県立米子東高等学校 米子市勝田町三〇七番地

二 出願資格

1 中学校第三学年に在学し、昭和二十九年三月卒業

見込の者

- 2 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - 3 定時制高等学校に在学している者
 - 4 その他高等学校において中学校を卒業したと同等以上の学力があると認めたる者
- 三 出願期間及び受付場所
- 1 出願期間 昭和二十九年三月五日から三月三十一日まで
 - 2 受付場所 各実施校
- 四 募集科目
- (1) 国語(甲) (2) 国語(乙) (3) 漢文
 - (4) 一般社会 (5) 日本史 (6) 世界史 (7) 人文地理
 - (8) 時事問題
 - (9) 一般数学 (10) 解析一 (11) 解析二 (12) 幾何
 - (13) 生物 (14) 地学
 - (15) 図画 (16) 書道
 - (17) 商業経済 (18) 簿記会計 (19) 一般家庭
 - (20) 英語
 - (21) 保健

- 一人が同時に履習する科目数については制限しない
- 五 出願手続
- 出願者で東伯郡以東居住者は、鳥取西高等学校に、西伯郡以西居住者は米子東高等学校に左の書類を提出する。
- (イ) 入学願書(用紙は募集学校に準備してある)
 - (ロ) 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書、たゞし、引揚者、戦災者等で前記の書類を整えることのできないものは学力を認定するに足る資料
- 六 選抜
- 1 志願者が定員を超過した場合は、各学校において適当な方法で選抜する。
 - 2 入学許可者に対しては直接学校から通知する。
- 七 注意事項
- 1 募集及び出願に関する質疑は直接募集学校において行うこと
 - 2 郵送の場合、返信を必要とするものは十円切手を

八 参考事項

はつた返信用封筒(宛先明記)を同封すること

学 科	単位数	受 講 料
1 通信教育によつて得られる単位数と受講料		
国語(甲)	三・九	三單位につき二〇〇円
国語(乙)	二・六	二〇〇
漢文	二	二〇〇
一般社会	五	三〇〇
日本史	"	"
世界史	"	"
人文地理	"	"
時事問題	"	"
一般数学	"	"
解析(1)	"	"
幾何	"	"
生物	"	"
地学	"	"

図画	二・六	二單位につき二〇〇
書道	"	"
商業経済	五・一五	五〇〇
簿記会計	"	"
一般家庭	七・一四	七〇〇
英語	五・一五	五〇〇
保健	二	二〇〇

2 その他通信教育受講に必要な経費

- (イ) 入学料五十円 (ロ) 教科書及び学習図書代金実費
- (ハ) 通信費通信教育を受けるための往復通信費の実費(通信教育では百グラムまで四円となつてゐる。)

3 特典

- (イ) 通信教育履習単位数に応じて、国で実施する大入学資格検定試験の受験科目を免除される。
- (ロ) 勤労しながら通信教育を受ける者には所得税の勤労学生控除がある。

鳥取県教育委員会告示第二十号

昭和二十八年年度県立学校卒業式を次の日程により行

昭和二十九年三月五日

鳥取県教育委員会

昭和二十八年年度県立学校卒業式日程

学 校 名	日 程	式 場	位 置
鳥取東高等学校	三月十日午前十一時	本校舎講堂	鳥取市立川町五丁目二〇番地
鳥取西高等学校	十時	普通科校舎講堂	東町二番地
鳥取高等学校	八日午前十一時	工業校舎講堂	立川町五丁目三二〇番地
鳥取農業高等学校	九日	美和分校	倭文六五番地
	十日	鹿野分校	気高郡鹿野町寄田三三一番地
八頭高等学校	十日	湖山校舎講堂	鳥取市湖山一二五八番地
智頭農林高等学校	十時	普通科校舎講堂	八頭郡家町久能寺七二五番地
青谷高等学校	"	本校舎講堂	智頭町智頭七二番地
倉吉東高等学校	"	"	気高郡青谷町北浜二九一番地
倉吉西高等学校	"	"	倉吉市堺町二丁目二〇一番地
倉吉農業高等学校	十一時	社校舎講堂	余戸谷町三〇五八番地
河北農業高等学校	十時	本校舎講堂	大谷一六六番地
			上井町四三〇番地

由良育英高等学校	"	普通科校舎講堂	東伯郡由良町由良宿一六〇八番地
養良農業高等学校	"	本校舎講堂	西伯郡高麗村今津二八六番地
米子東高等学校	十時三十分	"	米子市勝田町三〇七番地
米子西高等学校	九時三十分	"	錦町一丁目一〇三番地
米子南高等学校	十時	長砂校舎講堂	長砂町一八八番地
米子工業高等学校	"	本校舎講堂	博労町四丁目二二〇番地
法勝寺農業高等学校	"	"	西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内
境高等学校	"	"	境町東本町二番地
境水産高等学校	十一時	"	上道村山中二〇六四番地
根雨高等学校	九時	"	日野郡根雨町根雨中租三三八番地ノ一
日野産業高等学校	十時	黒坂校舎講堂	黒坂町黒坂紺屋田二〇番地ノ一
鳥取ろろ学校	二十日 十一時	本校舎講堂	鳥取市立川町五丁目
鳥取盲学校	"	(鳥取東高)	(鳥取東高内)

